

佐賀県神社庁報

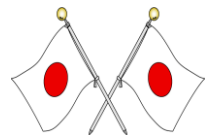
第298号

★発行者 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-choou
@shore.ocn.ne.jp



祝祭日には国旗を
掲げましょう

不活動神社対策特別推進事業連絡会 並びに不活動神社対策会議 開催

去る六月十九日(月)～二十日(火)にかけて、伊万里市において「不活動神社対策特別推進事業(第三期・第四期合同)連絡会並びに佐賀県神社庁不活動神社対策会議が開催された。

一日目は、日中二班に分かれて伊万里市山代町・東山代町、小城市三日月町一帯の神社を視察した。



翌二日目には、伊万里神社事務所をお借りして午前中に不活動神社対策特別推進事業(第三期・第四期合同)連絡会を、午後からは佐賀県神社庁不活動神社対策会

議を開催した。合同連絡会には神社本庁より荒井実総務部長、橋野加津夫神社課長、渡邊剛総務課長、相佐保奈実神社課録事が来佐し、第二期指定県から山梨県神社庁深澤宜彦録事、香川県神社庁上里昌史参事(リモート)、徳島県神社庁坂田敏郎副庁長・忠津慶治参事が参加され、会議が行われた。

午後からは本庁職員を交え佐賀県神社庁不活動神社対策会議が開催され、関係地域の神職及び対策委員を兼ねる教化委員、また伊万里市の総代・区長二名が参加した。徳久神

社庁長を座長とし、当県における対策事業の経過報告並びに現状報告、意見交換などが行われ、午後四時頃散会となった。



紙面をお借りして、会場手配・借用

行事予定

等にお世話戴きました伊万里神社志田宮司様を始め、御協力下さいました神職、神社関係者各位に改めて御礼申し上げます。

- 七月
 - 六日 九州地区神社庁職員事務研 修会 於唐津市
 - 七日 九州地区神社庁参事会 於大分県
 - 十日 当番県事務引継ぎ 於嬉野市
 - 十一日 第二回教化委員会 神社庁
 - 十二日 第三十七回神道講演全国研修大会中国大会(～十四日) 於山口県
 - 十九日 伊万里神社例祭
 - 二十日 神社庁役員会
 - 二十七日 神社庁支部長会 於神社庁
 - 神社庁協議員会 於平和会館
- 八月
 - 三日 総代会支部長会

総代会評議員会

四日 神職子弟の集い 於唐津市

十三日 佐賀縣護國神社みたま祭

十五日 戦争犠牲者慰霊祭並祖国復興平和祈願祭

興平和祈願祭

二十四日 雅楽研修会 於佐嘉神社

二十六日 九州地区神社保育講習会

(一、二十七日) 於唐津市

二十九日 神職総会 於平和会館

時局研修会 於平和会館

三十日 神社庁役員会 於神社庁

事務連絡

令和五年五月三十一日付総神発第二二六号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼自然災害への取組みについて

標記の件、地震や台風、水害、落雷等の自然災害により、本庁包括下神社においても毎年のやうに社殿や工作物への被害が生じてをります。特に八月から十月にかけて発生する大型台風による神社への被害が危惧され、集中豪雨もまた六月頃より発生してゐます。

つきましては、自然災害に対し、各神社が主体的に役員・総代等と共に当該神社における防災意識を涵養する等、不時の災害を見据えた事前の対策を、概ね左記の例を参考に各神社の状況に応じて

検討戴き、以て災害が発生した場合の対応に万全を期されるやう、各神社に周知徹底方御配慮願ひます。

殊に、地震を含む広域・激甚災害発生時には、氏子等の緊急避難所として神社施設及び境内地の開放を求められる例が多数報告されてゐることから、地域の実情を踏まへ、不測の事態に備へた神社としての対策を講じておくことも望まれますので、この点、御留意願ひます。尚、冊子『神社本庁災害対策要領』(平成二十七年六月一日発行、神職専用サイトにも掲出)を作成してゐますので、災害時における神社奉護の為に役立て戴きますやう宜しく願ひ申し上げます。

記

一、事前検討事項(例)

①役員・総代を交へた境内施設の状態の確認

イ 建物の補修箇所の把握と必要に応じた修理・改築の検討

ロ 工作物の補強や柵等の設置及び必要に応じて危険を周知する立札等設置の検討

ハ 神社の背後の山、法面等が崩落して社殿や工作物、住民等への被害が生じるおそれのある箇所の

対策

二 河川の氾濫、土砂の流入、津波等の影響を受ける立地にある神社にあつては、被害を最小限にするための行政の治山治水事業、急傾斜地等危険地対策事業への協力等(尊厳護持に影響を及ぼさない範囲)

ホ 災害発生時の対応(避難経路・表示等の設置、消火器・消火栓設置と使用方法の確認、建物や工作物倒壊時に使用する工具の確認等)

②同様な被害が頻繁に発生する神社(神社を含む地域)にあつては、減災等の方途を講じる。

③不測の事態を見据えた資金積立等の検討

イ 必要に応じて役員会を開催の上、修理・改築に係る特別会計の設定

ロ 火災保険、地震保険、神社賠償責任保険等、各種保険加入の検討

④都道府県及び市区町村で作成してゐる防災パンフレット、ハザードマップ等の取寄せと、記載事項にかかると確認(最新情報の収集に留意)及び点検。また、参拝者の避難誘導に

かかる手順等の確認

⑤境内及び施設が避難場所(「一時避難場所」「一時集合場所」等を含む)に指定されてあるかの確認

⑥行政、警察、消防時連絡窓口及び連絡方法の確認

⑦消防当局を交へての消火訓練や防災訓練、救急救命(AED)訓練等の実施、消防計画の策定

⑧職員用簡易食料・水の備蓄(できれば五日分以上が望ましい)、固形燃料・毛布・ラヂオ・ブルーシート・工作物等の備付、寒暖対応用機器やこれら備品の使用期限の確認

⑨神社庁支部内、神社庁との連絡方法及び緊急連絡網(役員・総代・氏子、兼務神社含む)の整備

二、災害発生時の対応に係る検討事項(例)

①役員・総代を交へた対応の検討(兼務神社も同様)

イ 御神体・御神宝等の法安及び盗難対策

ロ 重要書類・現金・通帳等の確保

ハ 災害発生時の消火対策、参拝者の避難誘導方法の確認(人命優先)

ニ 安全が確保された段階での境内及び建物・工作物の総点検

ホ 危険箇所の周知、立入禁止等の設置(兼務神社について忘れられがちとなるので、特に留意する)

ヘ 必要に応じた氏子への社務所等神社施設開放に係る確認(感染症の対策防止策を含む)

ト 支援、救援物資の要請について(避難場所或は避難所となった場合は、行政へ連絡することを含む)

②災害発生時における支部・神社庁の連絡体制

イ 速やかに神社庁へ被害の有無等を報告(神社庁から本庁へ被害状況を連絡。被害の規模その他を把握し、支援・復旧復興の方途などを策定するために必要な情報となる)

ロ 被害状況の記録(写真撮影等)及び本庁統理宛被災報告書の提出(「災害慰藉規程」に基づく)

三、その他参考事項

①通達「参拝者の激増に処する対策について」(昭和三十一年通達第一号)『神社本庁規程類集』参照

②通達「盗難及び災害予防について」(昭和三十一年通達第十九号)(全右)

③通達「神社の工作物等にかかる事故防止について」(昭和四十七年通達第二号)(全右)

④通達「盗難防止について」(昭和五十七年通達第七号)(全右)

⑤通達「火災の防止について」(昭和六十一年通達第一号)(全右)

⑥通達「火災・盗難防止について」(昭和六十三年通達第三号)(全右)

⑦通知「新型コロナウイルス感染症の発生に伴ふ神社の対応について」(令和二年総神発第九五号)

⑧通知「新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和二年総神発第一一四号)(全右)

⑨通知「新型コロナウイルス感染者の発生時における対応について」(令和二年総神発第一五五号)(全右)

⑩通知「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて」(令和二年総神発第五七〇号)『月刊若木』令和二年十一月号参照

⑪通知「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改訂について」(令和二年総神発第六九〇号)『月刊若木』令和二年十二月

号参照)

⑫通知「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの改定について」(令和四年総神発第六五号)

⑬通知「神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの廃止について」(令和五年総神発第一七〇号)〔月刊若木〕令和五年六月号参照)

以上

令和五年五月三十一日付渉外発第六号

神社本庁総長全時局対策本部長名・神社庁長宛

▼時局対策資料「国家と信教の自由を考へる」作製送付の件

標記の件、此度、時局対策本部では、国歌と信教の自由を考へる視点から、靖國神社をめぐる訴訟と戦後の公葬の問題点をまとめた時局対策資料「国家と信教の自由を考へる」を作製しました。

つきましては、本書を別途送付致しますので、御高覧戴きますやうお願い申し上げます。

尚、追加発送を御希望の場合は、渉外部まで御相談下さい。(部数に限りがあります)。

一、冊子 記

『国家と信教の自由を考へる』靖國神社をめぐる訴訟と戦後の公葬から』十部

一、頒 価

送料も含め無料でお送りを致します。

令和五年五月三十一日付研修発第二四八号

神社本庁階位検定委員会委員長名・神社庁長宛

▼令和五年度階位検定試験(定期)実施の件

標記の件、別添「令和五年度階位検定試験(定期)の通知」により実施致しますので、左記の点に御留意の上、お取り計らひ願ひます。

尚、試験実施に際しまして、実施神社庁より試験監督等の御助勢をお願いすることがありますので、地区内神社庁及び周辺神社庁にあつては御協力の程、合せてお願い申し上げます。

記

一、試験場は、明階については神社本庁に限られますが、正階・権正階については、全国五ヶ所の試験場のうち、希望する試験場で受験することが出来ます。但し、各試験場には定員がありますので、受験生の現在居住地より近い試験場にて受験することを原則とします。

一、受験願書(検定料を含む)が提出されましたら、先づ受験地を確認し、神社本庁試験場での受験者についてのみ書類を受理願ひます。

もし神社庁試験場での受験者であれば、当該試験実施神社庁へ書類を提出するやう御指示下さい。

※別添「令和五年度階位検定試験(定期)の通知」の「五、出願①」を御参照下さい。

一、平成二十五年より、免除申請者について成績証明書の他に既修得講義内容が記載されてゐる書類(シラバス等)の提出の提出を義務付けてゐます。もし添付されてゐない場合は、添付するやう御指示下さい。

一、検定料は次の通りです。

		初回受験者	二回目以降 (但し同一階位)
明階	二〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	
正階	一八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	
権正階	一五、〇〇〇円	七、五〇〇円	

一、受験願書提出締切(神社庁)は令和五年八月十八日(金)です。貴庁で受理された願書をお取り纏めの上、左の様式の名簿を添付して、八月二十五日(金)必着にて神社本庁階位検定委員会宛にお送り下さい。その際、検定料については、交付金(検定料の二割)を差し引き、領収書を添付の上、送金願ひます。

※様式 略

一、「受験願書」(二、八〇〇円、税別、送料実費)は、神社新報社にて頒布してありますので、受験者が直接申し込んで結構です。貴庁お手持ちの「受験願書」がありましたら、別添の「階位検定試験の通知」を差替へて頒布願ひます。必要部数を総合研究部研修課まで連絡戴ければお送り致します。

以上

通知抄

一、階位

明階・正階・権正階について行ふ。

二、期間

明階

令和五年十一月六日(月)

〓十日(金)

正階・権正階

令和五年十一月八日(水)

〓十日(金)

開始時間は午前十時とし、各科目六十分。

三、試験場

明階

神社本庁

正階・権正階

神社本庁

宮城県神社庁

愛知県神社庁

大阪府神社庁

福岡県神社庁

令和五年六月二日付研修発第二四一号の二 神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和五年度神宮実習開催の件

標記の件、「階位検定及び授与に関する規程」に基づく神宮実習を左記により開催します。

つきましては、貴庁管内の対象者で希望者がある場合には、必要書類を添付し、貴職の御推薦の上、貴庁を経由して締切日までに神社本庁総合研究所へ申込みやう、御指導願ひます。

尚、神宮道場耐震工事及び感染症流行の観点に鑑み、本実習は神宮に関する事前講義を三日間、神宮での実習を三日間で開催することと致します。双方を合は

せて神宮実習修了と致しますので、御承知置き願ひます。

記

一、対象者

明階検定に合格した者(但し、既に正階を有する者又は正階相当

の神務実習を修了してをり、神職

若しくは奉務予定者であること。)

一、事前講義

・期日

八月八日(火)から八月十日(木)

(東京会場) 神社本庁

(伊勢会場) 皇學館大学

※遠隔会議システムを利用した

参加はできない。希望調査表に

希望会場を示すこと。

・宿泊 各自手配

一、神宮での実習

・期日

①令和五年八月二十八日(月)か

ら八月三十日(水)

②令和五年八月三十一日(木)か

ら九月二日(土)

③令和五年九月五日(火)から九

月七日(木)

・場所

神宮道場(三重県伊勢市宇治浦

田一―二―五)

※神宮域内、神宮御料地での実習、見学を含む

・宿泊

丸二ホテル伊勢(三重県伊勢市御菌町高向六三三の一)

※宿泊費については各自清算とする。

※神宮道場と宿泊施設の往復については送迎バスを手配する予定。

一、申込書類

所定の入所申込書、希望調査表、履歴書、明階検定合格証の写、正階階位証の写(若しくは個別神社実習相当の修了証の写)、任用辞令の写(若しくは奉務予定神社宮司の推薦書)

※任用辞令の写は出仕の辞令でも可

※入所承認後、健康診断書が必要となる旨を、予め御指導願ひます。

一、申込期限

令和五年七月七日(金)

神社本庁必着

※該当者がある場合は速やかに総合研究所まで御連絡願ひます。

一、参加費

一万五千元(入所承認後、本庁か

らの通知を受けてから納入する) 一、定員

五十名(各期約十五名とし、申込み多数の場合は、選考の上決定する。)

各期の参加人数の調整上、第一希望に参加できない場合もあることを御指導願ひます。

一、その他

実習対象者には以下の点を御伝達願ひます。

①中堅神職実習を全課程修了すれば本実習は免除されること。

※『月刊若木』令和元年六月号及び神職専用サイトを参照。

②左の事項が守られない場合は退所させるので注意すること。

・実習期間中携帯電話等電子機器の使用を禁止する。

・神宮職員及び指導員に従ひ、養成機関在学生の範となる態度、姿勢で参加すること。

③実習の行程、「説明要綱」等の他の必要事項については、入所承認後、参加者へ直接案内を送付する。

④入所承認後、健康診断書を本庁宛に提出すること。

以上

令和五年六月十三日付本奉発第二五号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼遷宮情報紙『お伊勢さんニュース』復刊につき活用方依頼の件

標記の件、(有)伊勢文化舎において、次期神宮式年遷宮を見据えた取組みの一環として、神宮協力のもと、遷宮情報紙『お伊勢さんニュース』(旧『いせびとニュース』)が復刊することとなり、第一号が七月上旬に発行されることとなりました。

同社は、第六十二回神宮式年遷宮の広報に関わり、遷宮情報紙『いせびとニュース』を発行するなど神宮崇敬の気運醸成に協力戴き、今後も次期式年遷宮に向け同紙が継続的に発行される予定となつてをります。

つきましては、見本として第一号二百部を同社より送付させますので、活用方宜しくお願ひ申し上げます。また、若干の追加送付も可能ですので、御希望の場合は本宗奉賛部宛メールにて御相談下さい。ただし、部数によっては御希望に沿へない場合がありますこと申添へます。

以上

令和五年六月十五日付総務発第三九号

神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼芦原理事による代表役員地位確認請求訴訟控訴審判決について

標記の件、去る六月十四日、東京高等裁判所は、芦原理事が自ら代表役員総長の地位にあることの確認を求めて提訴した「代表役員地位確認請求事件」の控訴審について、芦原理事は神社本庁の代表役員の地位にはないとして、芦原理事の控訴を棄却する判決（以下「控訴審判決」といひます）を言ひ渡しましたので、御報告申し上げます。

控訴審判決は神社本庁の総長の選任方法を定める庁規十二条二項の趣旨について、昨年十二月の東京地裁判決（以下「一審判決」といひます）に引続き、「役員会が総長を実質的に決定する」、「統理の指名という行為も、実質的には役員会の判断で行われる」旨を判断しました（控訴審判決は、庁規十二条二項の趣旨に関する一審判決の判断の全てを正当であるとして引用してゐます）。

昨年六月二十三日の役員会において田中総長を再任する旨の議決が為されてゐるため、実質的に新たな総長は既に田中総長に決定されてをり、鷹司統理は役員会の当該判断に基づいて田中総長を指名すべきであるにもかかはらず、か

かる指名が為されてゐない状況にあることとなりませう。

宗教法人として司法判断に従ふべきことは当然でありますので、本判決により、芦原理事によつて然るべき正当な手続きを経ず行はれた代表役員変更登記申請に端を発した、総長選任をめぐる一連の混乱状況も収束に向かひ、田中総長の再任といふ形で解決に至るものと考へられます。

尚、控訴審判決の詳細については、添付の判決書を御確認下さい。

○控訴審判決が正当として引用した一審判決における庁規十二条二項の解釈に関する判断内容

一、「本件条項については、統理の「指名」という行為についても、現行庁規四十条五項に基づき役員会が責任を負うことになる以上、その前提として、当該行為が実質的には役員会の判断で行われることを予定していると解される」（一審判決一八頁）

一、「本件条項は、総長の選任に関し、統理による総長の指名という行為が必要となることを定めつつ、統理による当該氏名について責任を負う役員会が総長を実質的に決定することを予定して

おり、その決定ための手続として、会議体である役員会の議決を予定している（すなわち、役員会の議決に基づいて統理が指名することが総長選任の効力発生要件となる旨を定めている）と解するのが相当である。（一審判決一九頁）

一、「本件条項は、総長の選任に関し、役員会が議決により次期総長を決定し、それに基づいて統理が当該次期総長を指名することが必要である旨を定めていると解するのが相当であり、これに反する原告の主張は採用することができない。」（一審判決二二頁）

以上

令和五年六月十九日付法私第九六二号
県総務部法務私学課長名・各教（宗）派の佐賀県代表者宛

▼法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（通知）

本県の宗務行政につきましては、日ごろから御協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和四年法律第一〇五号。以下「法」という。）については、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法

律、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行の周知について(令和五年二月七日付け法私第三八七九号)及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について」(令和五年四月十四日付け法私第六七号。以下「四月通知」という。)によってお知らせしたとおり、既に一部施行されているところですが、この度、令和五年六月一日に同法中の未施行部分が行なわれ、これに伴い、同法の全ての条文が施行されました。

ついでには、別添の四月通知の内容も改めて御参照の上、法の内容について十分御了知いただくとともに、本県内の貴教(宗)派あてに本件について御周知いただくようお願いいたします。

なお、法の内容について不明点等がありましたら、別記末尾に記載の消費者庁担当部局にお問い合わせください。

担当

法務私学課 公益法人担当 平川

電話 ○九五二一二五七七〇〇二

※庁報五月号(二九六号)八頁参照

令和五年六月十五日付総務発第三九号

神社本庁総務部長名・神社庁長宛

▼小規模神社を対象とした社報作製支

援の件

標記の件、神社本庁で作成してある「共同社報」について、小規模神社を主たる対象として左記要領により作製の支援を実施します。

つきましては、趣旨を御賢察の上、貴庁におきまして一支部を選定し、支部内で支援を希望する神社を別添「申込書」を以て、七月三十一日(月)までに神社本庁迄に御報告下さいますようお願い申し上げます。

また、印刷情報指示書(別紙)をエクセルデータで神社本庁教化課宛に送信願ひます。

記

一、目的

小規模神社を主たる対象として、氏子をはじめとする神社関係者に継続的に社報を発行して神社広報に努め、氏子意識を喚起して神社活動に対する相互扶助体制の構築を目的とする。

一、支援対象神社

概ね氏子戸数五〇〇戸以下の小規模神社として、本務兼務は問はない。

一 神社庁につき一支部を選定して、支部内該当神社のうち希望する

神社に対して、作製支援を行ふ。全国五〇〇社程度を見込む。

第二期過疎地域神社活性化推進施策の指定神社は別途支援のため対象外とする。

一、支援内容

神社本庁が作成する「共同社報」について、一神社五〇〇部を限度に名入れ印刷を行ひ、当該神社宛に送付する。

※名入印刷箇所は、表面の社報タイトルに神社名・巻頭言に宮司名、裏面連絡先の神社名、郵便番号、住所、電話番号とする。

一、支援期間

令和五年九月〜令和六年七月迄
(令和五年秋号、令和六年正月号、令和六年春号、令和六年夏号の四回発行を支援)

一、その他

神社本庁では、神社名や連絡先の変更巻頭言や記事の文字入力、記事の差替へなど編輯が可能な「共同社報」を、季節毎に年四回、パワーポイントのデータで提供してあります。本データは、神職専用サイトよりダウンロードして編集し、各自で手持ちのプリンターやプリントバック

等ネット印刷業者を利用して印刷が可能です。

※神職専用サイトの利用には登録が必要ですが、登録方法については、『月刊若木』を参照戴くか、教化広報部までお問ひ合はせ下さい。

以上

◆◆教化委員たより◆◆

陶山神社祓宜 宮田 彩子

五月二十九日に、教化委員主催のSNS研修会が開催されました。SNS研修会の模様についての報告は多分他の方がされると思うので、その後の自分の運用について書いてみようと思います。

SNS研修会を受けてから約一ヶ月がたった今。

とりあえず今のところ自分なりに頑張って投稿をしている・・・つもりです。(途中で、ちよつと事情があり一週間ほど休みましたが・・・)

そして思ったこと。

「何を投稿したらいいのだろう・・・」
「自分の社社のブランディング」なかなかそう考えると、壁が高い・・・

元々、性格的に面倒くさがり屋で、何事も長続きをしない私はSNSには向

いていないとInstagram・Facebookなどには一切手を出していませんでした。部会の中で、「全然全くわからないから、まずはInstagramって何？」って所からと、投稿の仕方もある場で教えて欲しいというお願いから始まったようなもの。そう言ったからには頑張らなくては！と思い頑張ってみたのですが・・・

「あれ？これこの前と同じっぽい」とか「こんなこと書いたら神社に傷が付かないか」とかあれこれ考えるとどうしても止まってしまう。

そんなときに思い出したのが、同じ研修会に出られていた笠原さんの言葉でした。

笠原さんはもう一年以上されているらしく、「何でもいいからとにかく毎日あげてみよう」という目標をたて投稿を続けてこられたそうです。神社のお花や虫など様々な物を写真に撮って上げておられました。

「何でもいいから」その言葉で少し心が軽くなった気がしました。

折角インスタ習ったのだからと練習の意味も兼ねて同時期に個人的なインスタも開設しました。それはほとんどワシちゃんのことなので、何にも考えずにサクサク投稿できています。

そうか、あまり気負いすぎると良くないし、考えすぎると続かないのだ。

最近、よく同じ研修会に参加された方々が結構頻繁に投稿されているのを見かけます。みんな頑張っているんだと再確認し、私は私なりに格好つけずに気負わず続けて行こうと思う研修一ヶ月後の報告でした。

◆◆神青会たより◆◆

《神職子弟の集い》開催について

標記の件につきまして、神道青年会では来たる八月に「神職子弟の集い」を開催する運びとなりましたので、ここにご案内申し上げます。

コロナ禍等によりここ数年は開催されておりましたが、ポストコロナ社会への本格的な移行を踏まえ、斯界の未来を担うという同じ境遇の子ども達、またその家族同士で交流を深める集いを再開いたします。今年「海の神様への恩返し」と題し、過疎地域神社活性化推進事業と海洋清掃事業との合同企画として、唐津市・田島神社での正式参拝および清掃奉仕、虹の松原海浜の清掃活動、海の家でのバーベキューを予定しております。食事後は自由解散となります

ので、引き続き海水浴や浜辺遊び等で楽しんでいただけます。

幼少期から神社に親しみ、同じ志を持つ同世代同士が交流を持つ貴重な場となります。社務等ご多端の折とは存じますが、多くのご家族のご参加をお待ちしております。

記

一、期 日 令和五年八月四日(金)

一、対象者 県内神職とそのご子息・ご息女(小学生まで)

一、詳細 別紙の通り

一、申込方法 別紙申込用紙にご記入の上、郵送もしくはファックスにてお申込みください

一、申込期限 令和五年七月二十日(木)(必着)

一、担当者 神道青年会事務局長補佐

松中 朝比古

佐賀市神野西二一三二八

電話 〇八〇一八三七二一〇四〇四

FAX 〇九五二二三〇一四七一四

メール: matsunaka.th@gmail.com

◆◆◆敬神婦人会たより◆◆◆

令和六年版「ゆとりズム手帳」刊行

全国敬神婦人会事務局

以上

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の諸活動につきましては、格別なるご理解ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

扱、本会では、日本の年中行事や文化の紹介を通じ、伝統的な生活習慣を次世代に伝えてゆくことを目的とした「ゆとりズム」のテーマに則し、「ゆとりズム手帳」を刊行しております。

此度の令和六年版は、季節ごとに動物をあしらった愛らしいデザインになっており、神社の豆知識や日本の文化についてのコラムなどの付録も掲載した、日常の場面においても使いやすい、便利な内容に仕上がっております。

頒布価格は、一部一、〇〇〇円(送料本会負担)となり、事業収益は社会福祉事業及び次期神宮式年遷宮の募財として活用させていただきます。

つきましては、申込みチラシを同封致しますので、管内の会員様はもとよ

り、各種の会合において頒布方宜しくお願い申し上げます。

本年も引き続き、会員の皆様には倍回の御協力を賜りますとともに、頒布数に限りがありますので、お早めのご注文をお願いいたします。



文をお願い致したく、ご鳳声方重ねてお願い申し上げます。

◆◆◆女子神職会たより◆◆◆九州地区女子神職祭式研修了報告

金立神社宮司 阿久津奈美恵



去る五月二十六日、佐嘉神社記念館において、九州地区女子神職祭式研修会(参加者三十一名)が三年振りに開催されました。

柳川総鎮守日吉神社の山口祥子宮司をはじめ、初村礼子先生、江崎視佳先生

にも御指導いただきました。

「基本作法と修祓の作法」では、手の扱いや足捌きに戸惑う場面が多々ありました。まず、「懐扇・把扇」及び「大麻の持ち換え方」について、また、男性よりも一挙動多い「回転」の作法について、その動きや違いを確認するに当たり、実際に行ってみると、自分自身の動作が曖昧になっていることに気付かされました。先生方に一つ一つ丁寧に確認していただくことによって、改めて自分の所作について正していくことができました。山口先生から「小扇」の位置が少し高いとの御指導を受けたことにより、正しい位置になるよう意識して動けるようになったただけではなく、先生の女性らしいたおやかな所作や話し方に触れることで、理想とする女性神職像が少しはつきりと見えてきたように感じます。

「衣紋」については、実際に着装しながら、腰帯のくげ目の向き、帯の左右の長さ及び衣紋襷の綺麗な取り方、帖紙や檜扇の扱い方など着装の要点、さらには装束を購入する際の留意点についても丁寧に御教示いただき、興味深く熱心に耳を傾けることができました。「総合祭典」では、朝日舞の披露があり、祭典全体を客観的に見渡すことができた点に

においても、更に深く学び得る機会となりました。

最初は緊張感に包まれながらも、一連の受講内容を通して、無事、当研修会を終えることができ、本当に良かったと感じています。

閉講式において、初村先生が、「きちんとした装束で、美しい作法で御奉仕することが神様の御心に伝わるのではないでしょうか。一日で立派な神職になれるものではありません。互いに手を取り合って、女子神職の向上に貢献できるように自己研さんに励んでいきましょう。」と述べられ、その言葉が深く心に響き、とても印象に残りました。

当研修会は初めての参加でしたが、経験の浅い私にとっては、とても有意義な研修となりました。今の新鮮な気持ちを決して忘れることなく、今後においても日々修練に努めて参りたいと思います。このような機会をいただき心より御礼申し上げます。誠に有難うございました。

研修案内

福岡県神社庁研修所主催

▼第四十六回福岡県神社庁雅楽講習会

一、期日 令和五年七月十九日(水)

二十一日(金)迄

(二・五日間)

一、会場 太宰府天満宮

紫藤館・崇敬者会館

一、費用 一六、〇〇〇円

①受講費 一〇、〇〇〇円

②懇親会費 六、〇〇〇円

一、申込期限

令和五年七月七日(金)迄

一、服装 平服

一、宿泊 各自手配

※その他詳細はお問い合わせ下さい。

▼浦安舞講習会

一、期日 令和五年八月十六日(水)

十八日(金)迄

(三日間)

一、会場 福岡県神社庁

一、費用 八、〇〇〇円

一、申込期限

令和五年七月二十六日必着

一、携帯品

白衣、袴、足袋、草履、筆記用具(体操服可)、タイトス

カート(不可)、扇、鈴(浦安の舞受講者)

※水分補給用の飲料等は、各自用意

※その他詳細はお問い合わせ下さい。

事務報告

【御垣内特別参拝許可願申請】

■伊勢神社宮司 古川 和生
・参拝日 皇大神宮
令和五年六月三日

豊受大神宮
令和五年六月三日

・員数 本島 直幸 他二二名

■西松浦地区支部

・参拝日 皇大神宮
令和五年六月六日

・員数 加志田浩一 他三〇名

【承認】

■財産処分(地役権設定)

天神社 武雄市山内町犬走鎮座

(令和五年五月三十一日承認)

書籍等寄贈目録並びに御芳名

自 令和五年六月 一日
至 全 三十日

・瑞垣 第二五五号

神宮司庁 様

・さくら山 第七号

茨城縣護國神社 様

・霊峰富士 第一〇五号

富士山本宮浅間大社 様

・高知県神社庁報 第八六二号

高知県神社庁 様

・二葉 第一五〇号

広島県神社庁 様

・大洗さま 第五三三号

大洗磯前神社 様

・代々木 第五三三三号

明治神宮 様

・すいとく 第八二七号

竹駒神社 様

・みづがき 第二二六号

宮城県神社庁 様

・庁報 第一〇二号

鳥取県神社庁 様

・北海道神社庁報 第一二八〇号

・教化ニュース 第一六二号

・神政連道本部たより 第四二二号

飛梅 第二〇七号 北海道神社庁 様

多度山 第六七号 太宰府天満宮 様

みあかり 第三一三号 三重県神社庁 様

多度山 第六七号 多度大社 様

みあかり 第三一三号 三重県神社庁 様

～ 提出物について ～

支部長・幹事 各位

■令和6年神社廳曆掲載原稿

令和5年6月1日付発佐神第84号(庁報6月号同封)にて御依頼申上げました標記の件につきましては、期限が7月14日(金)迄となっておりますので、御多端の折とは存じますが、お取り計らいの程、宜しくお願ひ申し上げます。

～ 開庁のお知らせ ～

～7月～

7月 6日(木)九州地区神社庁

7月 7日(金)職員事務研修会

～8月～

8月 1日(金)山の日

8月 12日(土)

8月 13日(日)

8月 14日(月)

8月 15日(火)

8月 16日(水)

お盆期間